



練馬区立区民農園 利用のてびき

追記事項



1 個人用農具ロッカーについて

区画と同じ番号の個人用農具ロッカーをご利用ください。このロッカーは、各自で南京錠を取り付けるなどして管理してください。

※旭町区民農園の1番～38番、西大泉区民農園のロッカーは、一台を2人で使用していただくため、**農具の入れ方が悪いと隣の方のロッカーが開かなくなることがあるので注意してください。**

※谷原西区民農園、旭町区民農園の39番～44番ロッカーは、1人用で他の農園とサイズが異なります。あらかじめご了承ください。

また、農園内には共用農具庫もあり、ここにある区が用意した農具を使用することもできます。区が用意した農具を個人用農具ロッカーに入れしないでください。

2 休憩施設（クラブハウス）について

休憩施設（クラブハウス）とは、農園利用者が使用できる施設です。休憩コーナーや更衣室、簡単な調理設備等があります。利用する場合は、以下の点をお守りください。

(1) 利用者同士で譲りあって使用すること。

※特定の利用者やグループで、概ね1時間以上占有しないでください。

(2) 利用時間は、日の出から午後5時までです。

(3) 休憩施設内は、禁煙です。

(4) 利用後は、清掃してごみは持ち帰ること。また、ガスの元栓・空調の電源・戸締り・消灯等を確認し、必ず施錠すること。

(5) 私物(飲食物を含む)を置かないこと。

(6) 大声で騒ぐなど、他の利用者や近隣住民に迷惑をかけないこと。

※防犯上の理由により、休憩施設（クラブハウス）を閉鎖することがあります。

